

「中華人民共和国向け輸出水産食品を取り扱う冷凍又は冷蔵機能（電力を有するものに限る）を有する漁船の登録手続について」（令和5年1月17日付け4輸国第4642号農林水産省輸出・国際局長通知）に関するQ & A

2023年1月

更新 2023年9月

農林水産省輸出・国際局規制対策グループ

問1 漁船の登録は中国政府が求める水産食品の輸入条件になるのですか。

→中国（香港及びマカオを除く。以下「中国」という。）への水産食品の輸出の際、冷凍又は冷蔵機能（電力を利用するものに限る。）を有する漁船について、中国当局から付与された登録番号の提示を求められる事例もあることから、中国への水産食品の輸出が円滑に進むように、中国向け輸出水産食品の漁獲等を行った漁船について中国への登録を希望する場合の登録手続を定めました。希望する場合は登録申請を行ってください。

問2 漁船が登録を求められる場合とはどの程度あるのですか。

→当方に問い合わせのあった事例は令和4年1年間で数例です。

問3 今回の手続はどのような漁船が対象になりますか。

→中華人民共和国向け輸出水産食品を取り扱う冷凍又は冷蔵機能（電力を有するものに限る）を有する漁船です

問4 漁船の登録がなくても、衛生証明書は発行されますか。

→漁船の登録は中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱に基づく衛生証明書の発行要件ではないので、漁船登録がない場合でも衛生証明書は発行されます。